

POPs 条約第 9 回締約国会議において決定された事項

○附属書 A への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ジコホル	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)
<p>ペルフルオロ オクタン酸 (PFOA) とそ の塩及び PFOA 関連物 質</p>	<p>フッ素ポリマー加 工助剤、界面活性 剤等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) ※1 <ul style="list-style-type: none"> —半導体製造におけるフォトリソグラ フィ又はエッチングプロセス —フィルムに施される写真用コーティン グ —作業者保護のための撥油・撥水繊維製 品 —侵襲性及び埋込型医療機器 —液体燃料から発生する蒸気の抑制及び 液体燃料による火災のために配備された システム (移動式及び固定式の両方を含 む。) における泡消火薬剤 —医薬品の製造を目的としたペルフルオ ロオクタンプロミド (PFOB) の製造の ためのペルフルオロオクタンヨージド (PFOI) の使用 ※2 —以下の製品に使用するためのポリテト ラフルオロエチレン (PTFE) 及びポリフッ化ビニリデン (PVDF) の 製造 <ul style="list-style-type: none"> ・高機能性の抗腐食性ガスフィルター 膜、水処理膜、医療用繊維に用いる 膜 ・産業用廃熱交換器 ・揮発性有機化合物及び PM 2.5 微粒 子の漏えい防止可能な工業用シーリ ング材 —送電用高圧電線及びケーブルの製造の ためのポリフルオロエチレンプロピレン

		の製造 –Oリング、Vベルト及び自動車の内装 に使用するプラスチック製装飾品の製造 のためのフルオロエラストマーの製造
--	--	--

- ※1 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われる。
- ※2 「医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタブロミド (PFOB) の製造のためのペルフルオロオクタンヨージド (PFOI) の使用」については、最長2036年までの適用除外が認められ、COP13 (2027年)以降、隔年会合ごと(4年ごと)にその必要性が評価されることになった。